



平成20年6月14日

各 位

会 社 名 昭和ゴム株式会社
代表者名 取締役社長 重田 衛
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 取締役総務部長 佐藤 一石
(TEL . 04 - 7131 - 0181)

当社第107回定時株主総会の報告書の監査報告書における監査役意見についてのお知らせ

当社は本日、平成20年6月29日に開催される第107回定時株主総会の招集通知を株主の皆様へ発送いたしました。

本株主総会の招集通知書添付書類である第107期報告書に記載されております監査役会の監査報告書に監査役の意見が表明されておりますのでお知らせいたします。

記

1. 監査役会の監査報告書について

第107期報告書に記載されております監査役会の監査報告書には監査の結果として適正であることの報告がなされておりますが、社外監査役山田剛夫より事業報告書監査結果について下記意見の表明がありました。

- (1) 輸入自動車の販売は、当社定款にも記載無く本来当社が採り上げるべき事業でなかったにも拘わらず、之を強行し、誤った与信供与、不適切な回収方法により、当期決算において負担利息、諸経費を別にして1,181百万円の損失計上のやむなきに至った。
- (2) 光ファイバー関連事業は、投融資の判断に際し、慎重な事業性調査、与信調査がなされぬまま実行され、結果として当期決算において950百万円の損失計上のやむなきに至った。
- (3) 上記(1)、(2)の通り取締役の善管注意義務、忠実注意義務違反と言う重大な任務の懈怠があった。当社のリスク管理体制、就中与信管理体制に不備があり早急なる対応が望まれる。

2. 上記監査意見に対する当社及び当社顧問弁護士の意見

山田剛夫監査役の意見(以下「本意見」といいます)に対する当社及び当社顧問弁護士である堂野法律事務所(弁護士堂野尚志、弁護士堂野達之)の意見は次のとおりです。

- a . (1)の輸入自動車の販売に関する件は、「当社定款にも記載なく本来当社が採上げるべき事業でなかったにも拘わらず、之を強行し」とありますが、取引を行ったのは当社の子会社である(株)ショーワークコーポレーションであり、当該取引は定款の目的の範囲内であること、転売差益により利益が上がる取引であることから、本意見の内容は事実と全く異なります。

次に、「誤った与信供与、不適切な回収方法により」とありますが、既に当社が平成20年5月19日付「当社子会社と債務者の債務弁済契約締結に関するお知らせ」で開示したとおり、(株)ショーワークコーポレーションと債務者である(株)ジャパンベンチャービジネスとの間で公正証書による債務弁済契約を締結し、回収に向けて相当な措置を講じておりますので、この点も本意見の内容は事実と全く異

なります。

「当期決算において…… 1, 181百万円の損失計上のやむなきに至った」とありますが、会計上の損失を計上したのはあくまで企業会計制度の保守性（健全性）の観点に基づくものです。既に述べたような措置を講じている以上、現実に損害を生じているわけではありません。

したがって、輸入自動車の販売に関して、取締役の善管注意義務違反、忠実義務違反という重大な任務の懈怠があったという本意見は、全くの誤りと言わざるを得ません。

b. (2)の光ファイバー関連事業に関する件は、「投融資の判断に際し、慎重な事業性調査、与信調査がなされぬまま実行され」とありますが、この件は元々平成19年5月9日に新株予約権を割り当てた(株)プロファイルキャリア（現商号は(株)大和インベストメントパートナーズ）が持ち掛けた案件であり、新株予約権による資金使途は当該事業の投資でした。同社からは将来性のある事業との説明があり、当社も事業の実現性については、需要予測も踏まえて慎重に審査し、決定したものであります。したがって、本意見の内容は事実と全く異なります。

次に、「結果として当期決算において950百万円に上る損失計上のやむなきに至った」との点も、会計上の損失を計上したのは企業会計制度の保守性（健全性）の観点に基づくものです。既に当社が平成20年5月9日付「業績予想の修正に関するお知らせ」で開示したとおり、当該事業自体は進行中であり、現実に損害を生じているわけではありません。

したがって、光ファイバー関連事業に関して、取締役の善管注意義務違反、忠実義務違反という重大な任務の懈怠があったという本意見は、全くの誤りと言わざるを得ません。

c. 今回、重大な問題となるのは、山田監査役自身は、当社が第3回新株予約権を（株）プロファイルキャリア（以下「同社」）に割り当てた時から、同社の監査役を務めていることであります。光ファイバー関連事業の投資については、当時、当社の発行済み株式総数に比肩する大量の新株予約権の引受権利者である同社の事業提案によるものであり、当社はこれをもってエクイティファイナンスの資金の使途として本事業への投資を実施したものであります。もし仮に本事業の投資が山田監査役の述べるとおりの違法行為であるとすれば、同社が当社に対し違法行為を教唆したこととなり、同社の監査役である山田監査役も相応の責任を負うこととなります。このような立場にある山田監査役が、なぜに自らの違法行為を認めて、自己矛盾と言わざるを得ない意見を述べられたのか。当社としては理解に苦しむところであります。

d. 以上のとおり、当社としてはリスク管理体制、与信管理体制を今後も充実させていくことは言うまでもないところですが、過去の上記行為に善管注意義務違反、忠実義務違反といった任務懈怠は存在しなかった点を付言いたします。

3. 今後の対応

今後、取締役会といたしましては今まで以上にコンプライアンス体制（法令、社会的規範、企業倫理等の遵守）を強化し、多額な投資につきましては投資委員会を立ち上げ社内外の有識者の意見を取り入れ、適正な執行をしてまいります。

以上のとおり、当社取締役会は適正な職務執行を行い、善管注意義務を果たしておりますので、皆様におかれましてはご理解を賜り、一層のご支援を戴きたくお願い申し上げます。

以上